

# 9月4日（火）について

教務部連絡

9月4日（火）に、近畿地方への台風21号の影響が予想されています。9月4日（火）については、下記にしたがって行動してください。※下線太字部分が「学校生活のきまり」とは異なっていますので、注意してください。

## 1 大阪府教育委員会からの指示がある場合

大阪府教育委員会より府立高等学校に休業などの指示があるときは、その指示通りとする。

## 2 1 以外の場合

### I 暴風警報が大阪市に発令されている場合

1. 午前7時現在で暴風警報が解除されている時は平常通りの授業を行う。

#### ● 通学途中で、大阪市に暴風警報が発令されたときは、安全に十分留意して下校すること。

2. 午前9時現在で暴風警報が解除されている時は第5時限（12:30～）より授業を行う。※40分授業
3. 午前11時現在で暴風警報が解除されている時は第6時限（13:20～）より授業を行う。※40分授業
4. 午前11時現在で暴風警報が解除されていない時は臨時休業とする。
5. 大阪市では暴風警報が解除されていても居住地の暴風警報が解除されていないときは自宅待機とする。その時は、警報が解除された後、安全に十分留意して登校すること。

(注) その他の警報、注意報等の発令の時は、学校より特別の指示をしない限り平常授業を行う。

### II 交通機関の運行停止時の場合

以下「交通機関の運行停止の解除」とは、通学区域内の近鉄（奈良線、大阪線）が運行し、かつJR環状線、都市交通（地下鉄・バス）のいずれか一方が運行することをいう。

1. 午前7時現在で交通機関の運行停止が解除の時は平常通り授業を行う。
2. 午前9時現在で交通機関の運行停止が解除の時は第5時限（12:30～）より授業を行う。※40分授業
3. 午前11時現在で交通機関の運行停止が解除の時は第6時限（13:20～）より授業を行う。※40分授業
4. 午前11時現在で交通機関の運行停止が解除されない時は臨時休業とする。